

広島県不妊検査費等助成事業の概要

広島県では、将来子どもを授かることを望むご夫婦や不妊に悩む方への支援として、治療の段階に応じ、助成事業を設けています。

こちらの制度では、夫婦そろって不妊検査を受けた場合に、検査・治療費の一部を助成しています。「もしかして不妊かも？」とお悩みの方だけでなく、「将来子どもが欲しい」と思っている方は、**夫婦そろって、不妊検査からスタートしてみませんか？**

1 助成を受けることができる人

助成対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

（申請には期限があります。「4 申請期限」をご確認ください。）

①	<input type="checkbox"/>	申請日時点で婚姻している夫婦（事実婚を含む）
②	<input type="checkbox"/>	申請日時点で県内に住所を有すること（夫婦のいずれか一方が県内に住所を有すれば可）
③	<input type="checkbox"/>	不妊検査開始時の妻の年齢が 35歳未満 であること
④	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに医療機関で不妊検査を受けていること (原則、夫婦のいずれかが検査を開始して4か月以内にもう一方が検査すること※)

※ 4か月を超えている場合は、別途「申立書」の添付が必要です。

2 助成対象

医療機関で夫婦が受けた不妊検査・一般不妊治療に係る費用のうち、医師が認めたもの

※特定不妊治療（体外受精・顕微授精）は本事業の助成対象外です。特定不妊治療に合わせて先進医療等の治療を受けた方は、本事業とは別の「広島県特定不妊治療支援事業」の対象となる場合がありますので、県HP等をご参照ください。

【一般不妊治療の例】

タイミング療法、薬物療法、人工授精など

【留意事項】

- ・医療保険の適用の有無は問いません。
- ・検査開始から**2年以内**の費用であること。
- ・院外処方については、領収書がある場合のみ含めることができます。
- ・証明書の作成料が発生した場合は、助成対象金額に含めることができます。

3 助成額と助成回数

助成額	助成対象となる不妊検査・一般不妊治療に係る 自己負担額の合計の1/2 (千円未満切り捨て。 上限5万円。)
助成回数	1夫婦につき 1回限り

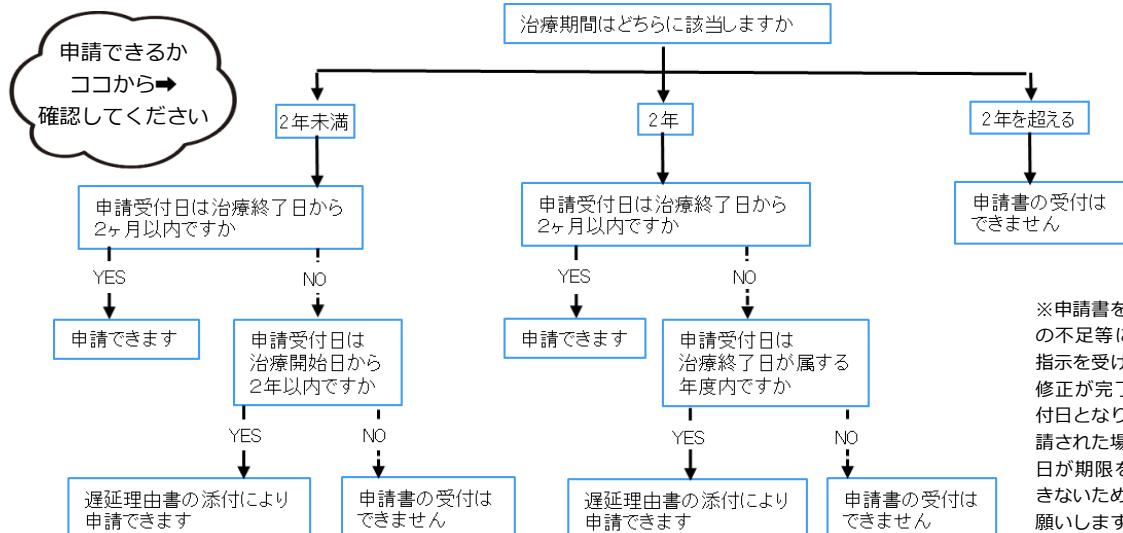
4 申請期限

証明書（様式第2号）に記載の治療終了日（夫婦いずれか最も遅い日※）の翌日から起算して、原則2か月以内に申請してください。※複数の医療機関の証明書がある場合は最も遅い日

次のいずれか早い時に該当した日が治療終了日として記載されます。

- ・妊娠が判明した時点
- ・特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にステップアップしたとき
- ・これ以上、不妊検査・一般不妊治療を継続しないことを担当医と決定したとき
- ・治療を継続している場合、不妊検査開始から2年を経過した日（治療継続中でも、最大2年分しか対象となりません）

※上記に該当しない場合でも、夫婦の自己負担額が10万円以上となった時点（直近の受診日）で申請が可能です。

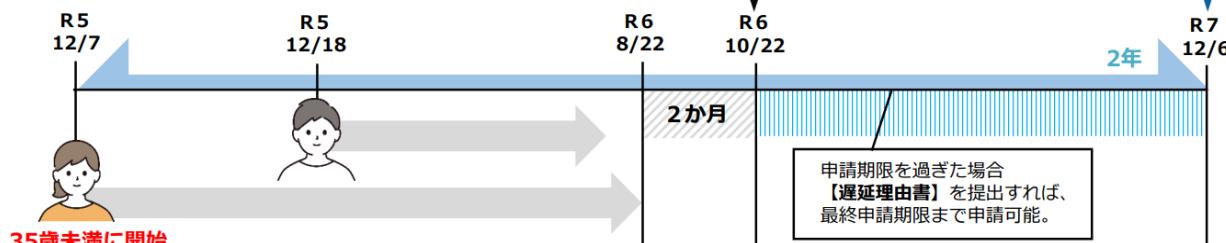


【例1】治療期間が2年未満の場合

治療期間
夫：令和5年12月18日～令和6年7月1日
妻：令和5年12月7日～令和6年8月22日

申請期限
治療終了日（夫婦いずれか遅い方）の翌日から2か月

最終申請期限
治療開始日（夫婦いずれか早い方）から2年 ※要【遅延理由書】

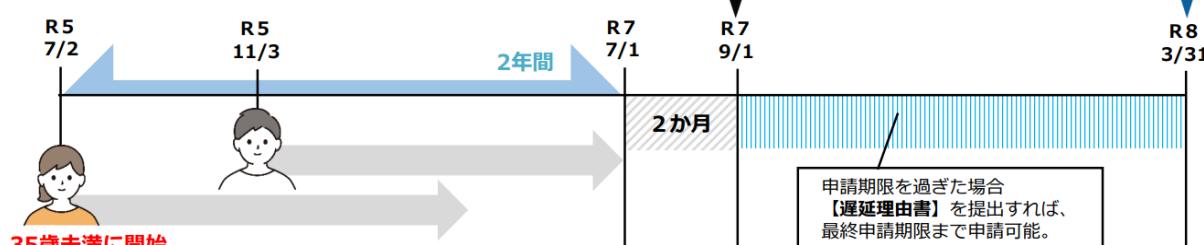


【例2】治療期間が2年間の場合

治療期間
夫：令和5年11月3日～令和7年7月1日
妻：令和5年7月2日～令和7年4月8日

申請期限
治療終了日（夫婦いずれか遅い方）の翌日から2か月

最終申請期限
治療終了日（夫婦いずれか遅い方）が属する年度内 ※要【遅延理由書】



⚠ 「最終申請期限」を過ぎた場合は、いかなる理由でも申請を受け付けることができません。

治療期間は、医師の判断となります。

ご自身で想定される治療期間と差異がある場合がありますので、必ず医療機関にてご確認ください。

証明書を医療機関に依頼すると、「文書作成料」がかかる場合があります。

まずは医療機関へ「県の助成を受けたいので、治療期間が知りたい」とご確認いただき、

その治療期間を子供未来応援課（☎082-513-3171）へお問い合わせいただくと、回答がスムーズです。



5 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

(1) お住まいの市町の申請窓口（県の保健所・支所または広島県庁子供未来応援課）へ申請

申請書類を揃えて窓口へ提出してください。（郵送可）

なお、お住まいの市町毎の申請窓口は、「7 申請窓口」をご確認ください。

(2) 広島県電子申請システム での申請

電子申請システムにより申請する場合は、「6 申請書類」のうち、②～⑤（該当する場合⑥～⑨）の書類を「広島県庁子供未来応援課」へ郵送してください。

⑤～⑨については、電子申請システムにおいて、データ添付することも可能です。



入口はこちら

«QR コードが読み込めない方へ»

- ① インターネット検索サイトで **電子申請システム 広島県** と検索
- ②  **広島県電子申請システム** の手続き検索で **不妊検査費** と検索
- ③ こちらからお入りください。→ **不妊検査費等助成申請**

6 申請書類

申請様式は、各申請窓口での配布、県ホームページからダウンロードできる他、電子申請が可能です。

		書類名	注意事項
①	<input type="checkbox"/>	不妊検査費等助成事業申請書 (様式第1号)	振込先口座の名義人を申請者としてください。 ②の「不妊検査費等助成申請に係る証明書」の内容に基づいて記入してください。
②	<input type="checkbox"/>	不妊検査費等助成申請に係る証明書 (様式第2号)	医療機関に発行を依頼してください。 夫婦が別の医療機関で受診した場合は、それぞれの医療機関が作成した証明書が必要です。
③	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本（全部事項証明書）の原本	戸籍抄本（個人事項証明書）・附票は不可 事実婚の場合は、夫婦それぞれの戸籍謄本が必要です（重婚でないことを確認します。）
④	<input type="checkbox"/>	広島県内の住所を確認できる住民票 (申請日の3か月以内に発行された原本)	申請者の住所等を住基ネットで確認することを①において承諾する場合は、住民票の添付を省略できます（ただし、事実婚の場合を除く）。 事実婚の場合は、世帯全員記載、続柄記載のものを取得してください。
⑤	<input type="checkbox"/>	振込先口座の通帳の写し (口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁)	紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳画面の写し等を提出してください。 (口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等申請書に記載の内容を確認できるもの)
⑥	該 当 す る 場 合	院外薬局の領収書の写し	院外処方がある場合のみ 処方箋の発行医療機関名、発行日が確認できるものが必要です。
⑦		事実婚関係に関する申立書 (様式第6号)	事実婚の場合のみ
⑧		遅延理由書	申請期限を超ってしまった場合のみ
⑨		申立書	夫婦のいずれかが検査を開始して4か月以内にもう一方が検査を開始できなかつた場合のみ
⑩		委任状	振込先口座の名義人と申請者が異なる場合のみ

※添付書類（住民票等）は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご用意ください。

7 申請窓口

お住まいの市町	申請窓口		
大竹市・廿日市市	西部保健所（保健課）	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
広島市(※)・安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	西部保健所広島支所（保健課）	広島市中区基町 10-52 農林庁舎1階	082-513-5526
呉市・江田島市	西部保健所呉支所（厚生保健課）	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所（保健課）	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所（保健課）	尾道市古浜町 26-12	0848-25-4641
福山市・府中市・神石高原町	東部保健所福山支所（保健課）	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1417
三次市・庄原市	北部保健所（保健課）	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181

※広島市にお住いの方は、広島県庁子供未来応援課（広島県庁本館（広島市中区基町 10-52）でも受付けています。

お問い合わせ

広島県 健康福祉局 子供未来応援課

☎082-513-3171

8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始除く）

- ・申請様式のダウンロード
 - ・よくある質問 Q&A
 - ・県内の不妊検査実施医療機関
 - ・県内市町の助成制度
- など詳しくは広島県のホームページをご覧ください。



広島県 不妊検査

検索